

広島市告示（安芸区）第 17 号  
令和 8 年 3 月 6 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 6 日から同月 23 日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安芸 1 区 452 号里道の一部	広島市安芸区上瀬野町 929 番 3 地先から 広島市安芸区上瀬野町 929 番 3 地先まで
		広島市安芸区上瀬野町 959 番 1 地先から 広島市安芸区上瀬野町 959 番 1 地先まで
里道	安芸 1 区 457 号里道	広島市安芸区上瀬野町 940 番 3 地先から 広島市安芸区上瀬野町 937 番 1 地先まで
水路	K4-G-50-43-17 号水路	広島市安芸区上瀬野町 929 番 3 地先から 広島市安芸区上瀬野町 937 番 1 地先まで
水路	K4-G-50-43-22 号水路	広島市安芸区上瀬野町 940 番 3 地先から 広島市安芸区上瀬野町 940 番 3 地先まで
水路	K4-G-50-43-28 号水路	広島市安芸区上瀬野町 951 番 1 地先から 広島市安芸区上瀬野町 951 番 1 地先まで